

神奈川県障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の改正に伴い、同法第5条第2項に新たに「家族等」の定義の規定が新設されたことから、精神障害者を引用する場合の条項を第5条第1項とする必要が生じたため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第5条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。